

令和5年

第4回市議会定例会 意見書案第3号

トランスジェンダーの困難を軽減するためG I D特例法の
速やかな改正を求める意見書

上記の意見書案を函館市議会会議規則第13条第1項の規定により提出
します。

令和5年12月8日提出

函館市議会議長 吉田 崇 仁 様

提出者	函館市議会議員	板倉 一 幸
同	同	道畑 克 雄
同	同	斉藤 佐知子
同	同	福島 恭 二
同	同	野沢 友 志
同	同	高橋 千 晶
同	同	島 昌 之

トランスジェンダーの困難を軽減するためG I D 特例法の速やかな改正を求める意見書

最高裁判所は、2023年10月、戸籍上の性別を変更する要件として「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」（いわゆる「生殖不能要件」）を定めるG I D特例法（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律）の規定が、個人の尊重を定めた憲法13条に反し、無効であるとの判断を示しました。トランスジェンダーは、性自認と戸籍上の性別が異なることで、様々な困難に直面しています。今回の決定は、こうした困難の軽減につながるもので、最高裁が、マイノリティの人権を実現するという司法の重要な役割のひとつを果たしたものだといえます。

「生殖不能要件」は、G I D特例法が成立した2003年当時は国際的にみて標準的な内容でしたが、その後、海外では、この要件を見直して廃止する例や、この要件をおかずに立法する例が相次いでいます。2014年にはWHOが、不妊手術を法的性別変更の要件とすることを批判する共同声明を公表しています。

よって、政府並びに国会は、今回の最高裁判決をうけ、生殖不能要件を撤廃するG I D特例法の改正を速やかに行うよう求めます。

また、生殖不能要件以外の要件も、2019年に「性同一性障害」（G I D）が医学上の分類において精神障害のリストから外されたこと、L G B T理解増進法において「全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」との基本理念が定められていることをふまえて見直されるべきであり、そのための議論もまた、政府により速やかに開始されるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和5年12月 日

函館市議会議長 吉 田 崇 仁